# 医療費負担の軽減のために ジェネリック医薬品を利用しましょう

高騰する医療費を抑制し、医療機関窓口での一部負担金や保険税等の軽減のために、ジェネリック医薬 品(後発医薬品)を利用しましょう。

## ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは?

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先 発医薬品)の特許期間が終わったあとに製造販売 される薬です。 先発医薬品と同等の有効成分・効能・ 安全性をもつと国の審査で認められている薬で、開 発や研究にかかる時間・費用が少ないので、**先発** 医薬品の概ね5割から7割程度の安い価格で販売 されています。

そのため、患者さんにとっては、先発医薬品から ジェネリック医薬品へ切り替えることにより、薬 にかかる自己負担額を軽減することができるとい うメリットがあります。

また、増加する医療費を抑制することは、保険 税等の負担軽減となり、国民皆保険を堅持し、医 療保険制度を持続させることにつながります。

#### ジェネリック医薬品を希望するときは?

ジェネリック医薬品を処方してもらったり、先 発医薬品から変更してもらったりするには、医師 の診療や同意が必要です。**かかりつけの医師や薬** 剤師にご相談ください。

ただし、使用している先発医薬品によっては、 ジェネリック医薬品が製造販売されていないもの があるため、ジェネリック医薬品への変更を希望 されても変更できない場合があります。

また、ジェネリック医薬品は、先発医薬品と有 効成分や効能は変わりませんが、使用されている 添加物が異なる場合がありますので、病気の症状 や体質によっては、医師の判断によりジェネリッ ク医薬品に変更できないことがあります。

※ ジェネリック医薬品への変更に対応できるの は、医療機関(病院、診療所)で処方せんを発行 してもらい、院外の調剤薬局で薬を受け取られて いる場合が中心となります。

院外の調剤薬局に処方せんを発行していない医 療機関(病院、診療所)で薬を受け取られている 場合の多くは、すぐにはジェネリック医薬品への 変更に対応できません。

#### 佐渡市の国民健康保険に加入している方へ

### ジェネリック医薬品に切り替えたときの「差額通知書」を7月下旬に発送します

お使いになっている薬をジェネリック医薬品に切り替えることで、軽減できる金額の目安をお知ら せします。**4月に処方された薬代の負担額**をもとに7月下旬にお知らせしますので、切り替えの参考 にしてください。

※1ヶ月間の投与日数が14日以上で、薬代の差額が500円以上ある方が通知の対象です。

お問い合わせ 市役所市民生活課 国民健康保険係 **☎**63−5112

3 市問 資産プロ 役 所観光振興 モー 7 ショ 63

5 1

1

6

เง 合わせ

店舗当た 一補助金の総額が予算額に達した時 補助上限 り Ó 額30 対 象経費 万円 0) 22分

②補助金の額 **汽場**」 )補助対象者 可を受けた市内の中小企業 税務署へ消費税 の許可 '申請を行う、 免 税店 輸出 または 物

事業内容] 対 的 する補助 システム機器等を導入する経 て、 行うことができる免税対応 免税販売に係る手続きを効

率お

、国人旅行者向け

消

税

免

O

次のとおり消費税免税店開設支援 業を実施します。 に資する免税店開設を推進するため、 業の概要】

に向

け 外

て、

国人観光客の 観光誘客の

消費拡大

海

バから

0)

層

0) 促 61 7